

みずほ政策インサイト

2010年1月26日発行

年金改革後の給付水準はどうか
～早期着手が求められる年金改革案の検討～

要 旨

- ◆ 鳩山政権は、公的年金制度体系を抜本的に改革し、「公的年金制度に対する国民の信頼を回復する」としている。しかし、現段階では新しい年金制度体系について「全国民が加入する所得比例年金に一元化し、月額 7 万円の最低保障年金を実現する」との表現にとどまっており、具体的な給付水準や制度詳細等は今後検討するとされている。
- ◆ 給付水準については、今後の制度改正の行方により流動的ではあるものの、本稿では、民主党の 2004 年時点の年金改革案や、2007 年の参院選時の発言等を参考に、一定の仮定を置き、改革後の年金の給付水準を求めることを試みた。その概要は以下のとおりである（前提の詳細は本文 P5 以降を参照）。

○所得比例年金は、65 歳時点の平均余命まで生存した場合に、納めた保険料総額と年金受給総額が等しくなる制度とすると、現在の厚生年金の約 1.1 倍になる

○最低保障年金は、現役時代の平均年収 600 万円から支給額を減額し、1200 万円以上は不支給とする

○改革後（所得比例年金+最低保障年金）と現行制度（厚生年金+基礎年金）の比較

- ・現役時代の平均年収 700 万円以下：改革後 > 現行制度
- ・ 同 800 万円程度：改革後 ≒ 現行制度
- ・ 同 900 万円以上：改革後 < 現行制度

（注：現役時代の平均年収は 100 万円単位で考慮）

- ◆ 安定した年金制度とするためには、財源の確保が欠かせないが、所得比例年金については、将来にわたって保険料率が 15% で可能なのか否か、今後、新たな人口推計のもとで詳細に検討することが必要である。また、消費税を財源とする最低保障年金については、将来の消費税率はどこまで引き上げる必要があるのか。国民の将来不安を払拭させるためにも、政府には、年金記録問題への取り組みと並行して、早急に具体的な年金制度改革案の検討に着手することが求められる。

〔政策調査部 堀江奈保子〕

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 電話 (03) 3591-1308 まで。

みずほフィナンシャルグループは
「お客様のより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」
をめざします。

Channel to Discovery

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

目次

1. はじめに	1
2. 民主党の年金改革案	1
(1) 改革案による年金制度体系	2
a. 全国民が加入する所得比例年金を創設	2
b. 消費税を財源とする最低保障年金の創設	2
(2) 保険料負担の変化	3
(3) 改革案が実施された場合の効果	3
(4) 実施までに解決すべき課題	4
3. 新制度の給付水準はどうか	5
(1) 所得比例年金	5
(2) 最低保障年金	7
(3) 現行制度の年金額との比較	8
(4) 高齢無職世帯の消費支出額との比較	10
4. おわりに	12

1. はじめに

わが国の公的年金制度においては、予想を上回る少子高齢化の進行を受けて、これまで繰り返し改革が実施されてきた。しかし、その内容は、保険料負担の引き上げや、年金給付水準の引き下げによる年金財政の建て直しが中心であり、国民の年金不信を払拭できるほどの抜本的な改革には至っていない。また、2007年には誰のものか分からない年金保険料の納付記録があるなど、年金記録が正確に記録されていないいわゆる「年金記録問題」の存在が明らかになったが、未だに全面的な解決には至っていないことや、国民年金保険料の未納者が多く、納付率の低迷が続いていることなど、国民が年金制度に対する不信感や将来不安を抱く原因となる課題が複数ある。

こうしたなか、鳩山政権は、公的年金制度を抜本的に改革し、「公的年金制度に対する国民の信頼を回復する」ことを表明している。しかし、現段階で示されているのは、新しい年金制度体系の概要のみであり、具体的な給付水準や制度詳細は今後検討することとされている。

そこで、本稿では、まず、これまで明らかにされている民主党の年金改革案について、制度概要を概観し、その効果や課題について言及する。その上で、民主党のマニフェストや過去の発言等をもとに一定の仮定を置いて年金給付水準例を試算し、新しい年金制度に何が求められるか考察する。

2. 民主党の年金改革案

民主党は、2009年8月の衆議院議員総選挙のマニフェスト「民主党の政権政策 Manifesto2009」において、年金制度は、「所得比例年金に一元化し、月額7万円の最低保障年金を実現する」としている。年金改革のスケジュールについては、①2010～2011年度は記録問題への集中対応期間、②2012年度は制度設計、③2013年度は新たな制度の決定、という工程が提示されている（図表1）。このスケジュールどおりに改革が進められるとすれば、民主党が主張する新たな年金制度体系の詳細が決定されるのは2013年度となり、準備期間を考慮すると施行はそれから数年後になることが見込まれる。

図表 1：民主党のマニフェスト工程表（一部抜粋）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
年金制度の改革	記録問題への集中対応期間 (年金制度に関する国民的合意)		制度設計	新たな制度の決定 (法案作成・ 関連法案成立)

(資料) 民主党「民主党の政権政策 Manifesto2009」

なお、現政権は、民主党、社民党、国民新党による連立政権であるが、2009 年衆議院議員総選挙のマニフェストにおける年金改革に関する記述は三党で若干異なる。民主党以外の二党のうち、社民党は「年金制度を一元化し、自分の所得が年金受給に反映される所得比例年金（財源は保険料）と、社会が支え合う基礎的暮らし年金（財源は税金）を組み合わせ、単身で最低月 8 万円を実現する」としている。また、国民新党は「最低保証額の引き上げ（月 8 万円）、基礎年金の全額国費負担を実施する」としており、両党の年金改革案とも必ずしも民主党案と一致していない。

しかし、2009 年 9 月 9 日の民主党、社民党、国民新党の「三党連立政権合意書」では、年金制度については、「『消えた年金』『消された年金』問題の解決に集中的に取り組むつつ、国民が信頼できる、一元的で公平な年金制度を確立する。『所得比例年金』『最低保障年金』を組み合わせることで、低年金、無年金問題を解決し、転職にも対応できる制度とする」と明記されており、職業に関わらず全国民が所得比例年金に加入し、最低保障年金を組み合わせた年金制度体系とするということで三党が合意している。今後、最低保障年金の額について民主党が主張する 7 万円とするか否かで議論になる可能性はあるものの、本稿では、政府与党の年金改革案を考えるにあたり、これまで明らかにされている民主党マニフェストや政策集等による民主党の年金改革案をもとにする。

(1) 改革案による年金制度体系

現行の年金制度では、全国民が国民年金（基礎年金）に加入し、それに上乗せして会社員は厚生年金に、公務員・私立学校教職員等は共済年金に加入している。民主党の年金改革案は、これまでの年金制度体系を大きく変え、前述のとおり、全国民共通の所得比例年金と最低保障年金を創設するとしている。

a. 全国民が加入する所得比例年金を創設

まず、職業に関わらず、全ての人が同じ年金制度に加入し、所得が同じなら、同じ保険料を負担し、納めた保険料をもとに年金受給額が計算される「所得比例年金」を創設するとされている。財源は、保険料で、被用者は労使折半、自営業者等は全額自己負担となる。保険料の水準は、民主党のマニフェストや政策集では明示されていないが、2009 年 6 月の民主党年金調査会総会で了承された年金改革案によると、報酬の 15%とされている。所得比例年金の給付水準については、「納めた保険料は必ず返ってくる」との表現にとどまっており、具体的な水準は明らかにされていない。

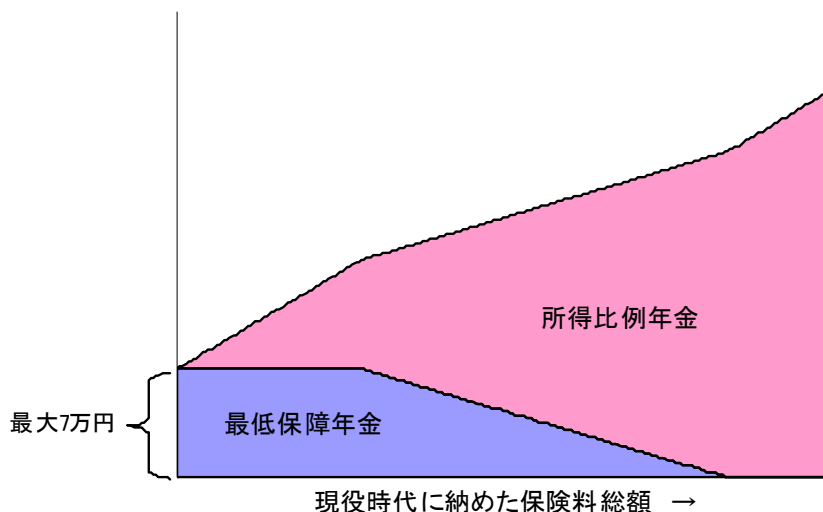
なお、所得比例年金が導入されれば、現行制度は廃止されるが、既に現行制度に基づく受給者の年金額が変更されることはなく、現在の加入者（現役世代）が既に納付した保険料も将来の受給額に反映される仕組みにするとされている。

b. 消費税を財源とする最低保障年金の創設

所得比例年金においては、現役時代に低所得であった者の年金額が低額になるため、消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、全ての人が月額 7 万円以上の年金を受け取れるようにするとしている。ただし、所得比例年金を一定額以上受給できる人は、最低保

障年金が段階的に減額され、最終的には不支給となる（図表 2）。

図表 2：民主党の年金改革案（イメージ）



（資料）民主党資料等により作成

(2) 保険料負担の変化

現在の保険料は、国民年金のみの加入者（国民年金第1号被保険者¹）は月額14,660円、厚生年金の加入者は報酬の15.704%、公務員は同15.154%、私立学校教職員は同12.230%である（厚生年金と共済年金は労使折半）。所得比例年金の保険料（15%）と現行制度の保険料を比較すると、会社員や公務員の負担はほとんど変わらないものの、国民年金第1号被保険者や私学教職員については保険料の負担増となる。

特に、第1号被保険者について負担の変化が大きく、年収が約117.3万円以上だと保険料は現在の国民年金保険料より増加する。仮に、年収が500万円とすると、所得比例年金の月額保険料²は62,500円となり、現在の保険料（月額14,660円）の約4.26倍となる。給付額も増えるものの、新制度の給付額が、現在の老齢基礎年金（月額6.6万円）の4.26倍にあたる28.1万円になるとは考えにくく、保険料負担の大幅な増加について、対象者の理解を得るのは容易ではないとみられる。

また、現行制度の国民年金第3号被保険者³のうち、所得がある者については、新たに所得比例年金の保険料負担が発生する可能性がある。

(3) 改革案が実施された場合の効果

所得比例年金が導入されれば、職業に関係なく全ての人が同じ制度に加入し、所得が同

¹ 厚生年金や共済年金に加入していない者。自営業者や、20歳以上の学生、無業者、厚生年金の加入対象外となる働き方をしている短時間労働者など。

² 年間保険料の12分の1。

³ 国民年金第2号被保険者（厚生年金、共済年金にも加入している会社員、公務員、私学教職員）に扶養されている配偶者（年収130万円未満等の一定の要件あり）は、国民年金第3号被保険者となり、第2号被保険者全体で保険料を負担する仕組みとなっているため、個別に国民年金保険料を納付していない。

じなら同じ保険料負担で同じ年金額となるため、職業間の公平性を確保することができる。例えば、現行制度では、会社員と公務員では所得が同じでも保険料負担は異なるとともに、給付水準も異なる。

また、現在、厚生年金の適用が除外されているパートタイム労働者も、所得比例年金の保険料を納付するようになれば、将来、それに応じた所得比例年金を受給することができる。年々、就業者数に占めるパート労働者の比率が高まっているが、パート労働者の内訳をみると、必ずしも家計の補助的な収入を得るために働いている人ばかりではなく、家計の主たる生計維持者も少なからず含まれる。全てのパート労働者が、将来、所得比例年金を受給できるようになれば、こうした層の老後の所得保障が手厚くなるといった効果が期待できる。

一方、月額 7 万円の最低保障年金が導入されれば、無年金・低年金問題を解決することができる。現在、無年金者が約 100 万人⁴、基礎年金のみの受給者が約 900 万人（平均年金額 4.8 万円⁵）おり、無年金・低年金問題は、旧政権の時から早急に解決すべき年金制度の課題のひとつとされていた。月額 7 万円の年金額が保障されれば、高齢期の一定の所得保障を年金制度の枠内で行うことが可能になる。

現在の高齢者に無年金者や低年金者が生じている原因としては、①保険料の未納期間があること、②低所得による保険料の免除期間があること、③任意加入期間に未加入であったことなどが考えられる。このうち、保険料免除期間があるために低年金となっている者については、経過措置を設けずに最低保障年金として一定額を支給してもそれほど問題はないと考えられる。しかし、現役時代に保険料未納期間がある者や、未加入期間がある者に対しても最低保障年金を支給すれば、過去の保険料納付者に不公平感をもたらすことになろう。したがって、現行制度から新制度への移行期間が設けられるとみられることから、年金制度改革の実施に伴い、直ちに現在の無年金者、低年金者全てに月額 7 万円の最低保障年金が支給されるわけではない。なお、民主党は新制度への移行期間を明らかにしていないが、新制度が過去の保険料納付実績を最大限考慮した制度とするならば、現在の保険料納付期間が 20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間であるため、公平な制度切り替えのためには 40 年かかる。

(4) 実施までに解決すべき課題

民主党の年金改革案には何の問題もないわけではない。まず、所得比例年金の導入については、2 つの大きな課題がある。1 つは、自営業者等の正確な所得捕捉である。所得比例年金は、「所得が同じなら同じ保険料を負担する」こととされているが、正確な所得補足ができなければこの前提が崩れる。この点について民主党は、所得捕捉を確実にするために、「税と社会保障制度共通の番号制度を導入する」としている。しかし、番号制度の

⁴ 2007 年 4 月 1 日時点で、今後保険料納付できる 70 歳までの期間、保険料を納付しても受給資格期間の 25 年に満たない者の数。なお、鳩山首相は受給資格期間 25 年を短縮する方針を表明している。

⁵ 2008 年 3 月末時点。

導入には、プライバシーの侵害を理由に反対が根強く、実現のためのハードルが高いとみられることに加え、仮に番号制度が導入されても全ての所得が確実に捕捉できるとは限らない。

もう1つの課題は、確実な保険料の徴収である。被用者の場合は、給与天引きで保険料が徴収され、事業主が事業主負担分と合わせて納付する仕組みであり、事業主が保険料を納付している限り、加入者個人レベルでの保険料未納は生じない。しかし、これに対して、自営業者等は自ら保険料を納付する。このため、自営業者等において保険料未納が生じやすいことは、2008年度の国民年金保険料の納付率が62%にとどまっていることから明らかである。この点について民主党は、社会保険庁（現日本年金機構）と国税庁を統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収するとしている。しかし、歳入庁の創設により、保険料の徴収がどこまで確実に実施できるか否かは未知数である。

また、前述のとおり、現行の国民年金第1号被保険者の保険料負担が急増することを考えれば、所得の過少申告や保険料の未納が生じる可能性は排除できない。自営業者の所得捕捉と保険料の徴収が確実に行われないうまま、所得比例年金が実施されれば、自営業者と被用者の間で新たな不公平が生じることになる。特に、現役時代の所得を過少申告したために所得比例年金が少ない者に対して、消費税を財源とする最低保障年金が支給されることになれば、国民の年金に対する不満が高まることは不可避である。

3. 新制度の給付水準はどうか

民主党の年金改革案では、改革後の年金制度の給付水準については、現段階で具体的に明らかにされているのは、最低保障額が7万円であることのみである。所得比例年金については、「納めた保険料は必ず返ってくる」との表現にとどまっているほか、最低保障年金の支給が制限される具体的な基準についても明言されていない。

そこで、以下では、民主党の2004年時点の年金改革案やその後の発言等を参考に、一定の仮定を置き、改革後の年金の給付水準を試算した。

(1) 所得比例年金

民主党は、2004年の時点で既に所得比例年金と最低保障年金の導入を柱とする年金改革案を主張していた⁶。当時の改革案では、所得比例年金の受給額について、「平均的な支給期間の場合に、所得比例年金の総額と納付した保険料の総額の価値ができる限り等しくなるように定める」とされていた。民主党が現在想定している年金の給付水準が、当時と同じ考え方であるならば、平均余命まで生存すれば、年金受給額の総額が負担した保険料の総額とほぼ同額になる、すなわち、保険料の払い損がない水準の給付が想定されていると考えることができる。

⁶ 民主党は、2004年の通常国会で、「高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案」を提出している。なお、同法案では、保険料の納付額に比例する額の年金『所得等比例年金』としているが、本稿では所得比例年金とする。

そこで、本稿では、所得比例年金の保険料を15%とし、20歳から60歳になるまで40年間保険料を納付した場合の年金給付額について、「65歳」から「65歳の平均余命」まで年金を受給すると仮定し⁷、負担した保険料総額と受給する年金総額が等しくなる年金給付水準を求めた。なお、民主党案による年金制度改革は経過措置が設けられる見通しであることから、現行制度の影響を受けない改正法施行後（本稿では仮に2015年施行とした）に20歳になる世代（1995年生まれ以降）について試算した。

平均余命については、65歳の男女別平均余命を65歳以上人口により加重平均した。2008年の実績では86.3歳であるが、年々、平均余命が伸張しているため、国立社会保障・人口問題研究所により推計されている2055年の推計値⁸では89.7歳となる。負担した保険料の総額と受給する年金総額が等しくなるとすれば、平均余命が長いと年金受給期間が長くなるため、毎年の年金額は少なくなる。したがって、将来の年金給付水準を考えるにあたっては、高齢化が進んだ時点の平均余命に基づいて年金額を算出することとする。ここでは、2055年時点の65歳の平均余命（89.7歳）をもとに、年金受給期間は65歳から90歳になるまで25年間と仮定して毎年の年金額を試算した。なお、金額はすべて現在価値とした。

以上の仮定で所得比例年金の額を試算すると、現行の厚生年金額の概ね1.1倍程度になる。これを20歳から60歳になるまでの平均年収別にみたのが図表3である。具体的な水準をみると、例えば、現在の男性の平均年収は514.8万円⁹であるが、現役時代に15%の所得比例年金の保険料を負担した場合の年金額は月額10.3万円であり、現行の厚生年金の9.2万円を若干上回る。一方、女性の平均年収は318.0万円であるが、同様に所得比例年金は月額6.4万円となり、厚生年金の5.7万円を若干上回る。

【所得比例年金の試算の仮定】

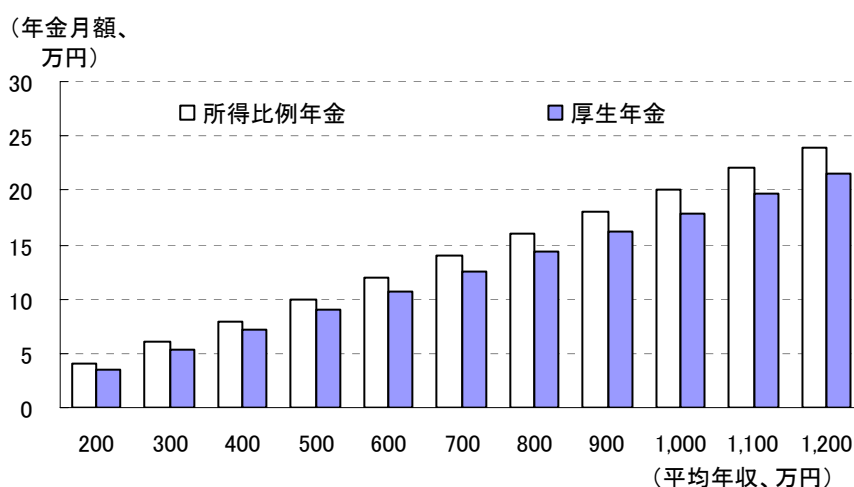
- ・ 年金改革後に20歳になる世代の年金額を試算
- ・ 所得比例年金の保険料率は15%
- ・ 20歳から60歳になるまで40年間保険料を納付
- ・ 平均年収は20歳から60歳になるまで40年間のもの
- ・ 65歳時点の平均余命は2055年（推計）で90歳（年金受給期間は25年間）
- ・ 負担した保険料総額と65歳時点の平均余命（男女平均）まで生存した場合の年金受給総額がほぼ同じになるとした

⁷ 保険料を納付する年齢や、支給開始年齢は現行の国民年金と同様とした。

⁸ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」2006年12月推計による。2006年12月推計では、2055年まで推計されている（参考推計を除く）。

⁹ 2009年財政検証において2009年度の標準的な年金額の算出に使用されている平均標準報酬（ボーナス込みの月額。男性42.9万円、女性26.5万円）から算出した。

図表 3：所得比例年金と厚生年金の比較（試算）



(注) 1.金額は全て現在価値。

2.厚生年金については現行の給付水準とした。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」2006年12月、厚生労働省、民主党資料によりみずほ総合研究所作成

(2) 最低保障年金

一方の最低保障年金は、所得比例年金の額が一定水準を超える人に対しては、段階的に減額するとされている。民主党は、最低保障年金の支給制限の基準を明らかにしておらず、最低保障年金の支給対象者や減額幅などは全く分からない。しかし、民主党は、2007年の時点で「最低保障年金は、年収600万円から減額し始め、年収1,200万円で支給しない」という考えを表明していた¹⁰。

最低保障年金の支給基準は、今後検討されることになり、結果として2007年時点の発言とは異なる可能性は大いにあるものの、本稿では、20歳から60歳になるまで40年間の平均年収が600万円を超えると最低保障年金が減額され、1,200万円以上になると支給されなくなると仮定した。最低保障年金の支給額は、最大で月額7万円とし、減額幅は現役時代の平均年収（600万円から1200万円まで）に比例するものとした。例えば、年収600万円以下だと最低保障年金は月額7万円、年収900万円で同3.5万円、年収1,200万円以上でゼロとした。

本稿の試算では、年収600万円であれば、所得比例年金12.0万円に最低保障年金が満額の7万円支給されるため、合計で19.0万円になる。年収が2倍の1,200万円になると、所得比例年金は年収に比例して2倍の24.0万円になるが、最低保障年金が全く支給されないため、合計の年金額は年収600万円の年金額の1.3倍弱となる24.0万円にとどまる（図表4）。

¹⁰ 2007年の参議院議員選挙時には民主党の小沢代表(当時)が最低保障年金は年収600万円で減り始め、1,200万円超で打ち切ると表明していた。

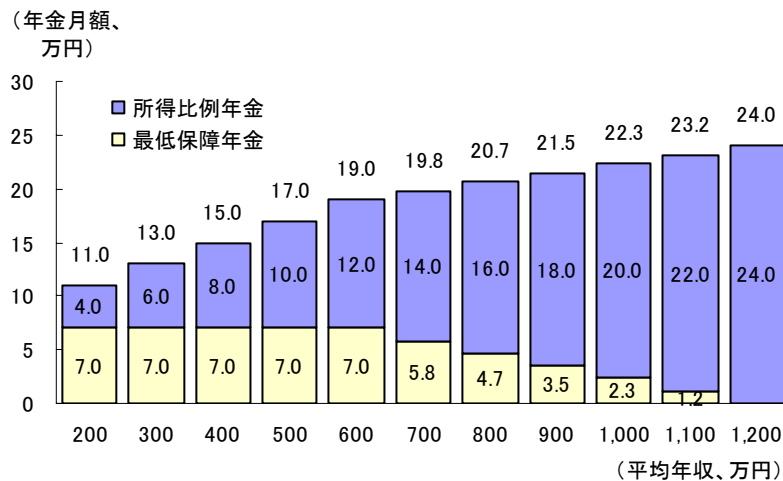
【所得比例年金の試算の仮定】

- ・ 図表 3 に同じ

【最低保障年金の試算の仮定】

- ・ 年金改革後に 20 歳になる世代の年金額の試算
- ・ 最低保障年金の支給額は最大月額 7 万円
- ・ 現役時代の平均年収（20 歳から 60 歳になるまで 40 年間のもの）が 600 万円を超えると減額され始め、1,200 万円 で不支給とした

図表 4：平均年収別の所得比例年金と最低保障年金（試算）



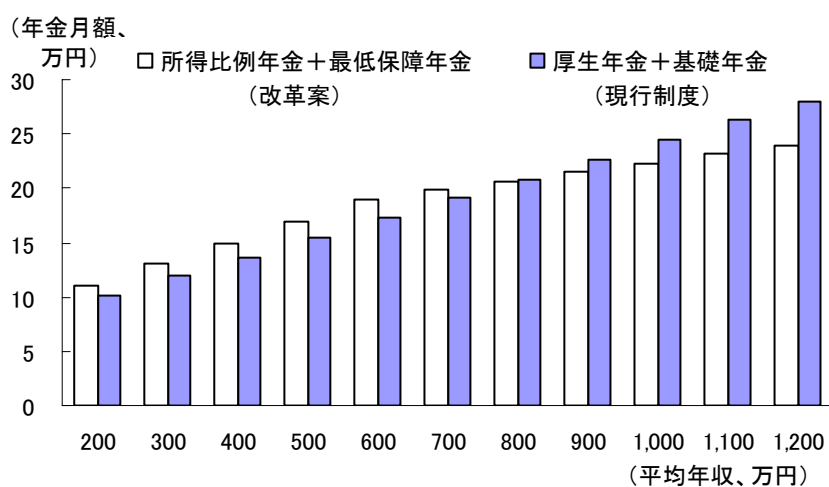
(注) 金額は全て現在価値。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」2006年12月、民主党資料によりみずほ総合研究所作成

(3) 現行制度の年金額との比較

本稿での一定の仮定を置いた試算による「所得比例年金と最低保障年金の合計額」と、現行制度の「厚生年金と基礎年金の合計額」を比較すると、現役時代の平均年収が概ね 800 万円 で同額になる。現役時代の平均年収を 100 万円単位でみると、年収 700 万円以下であれば、現行制度より改革後（所得比例年金と最低保障年金の合計額）の方が高くなり、年収 900 万円以上であれば、最低保障年金の減額の影響を受けて、現行制度の年金額の方が高くなる（図表 5）。

図表 5：年収別の年金改革案と現行制度の年金給付水準の比較（試算）



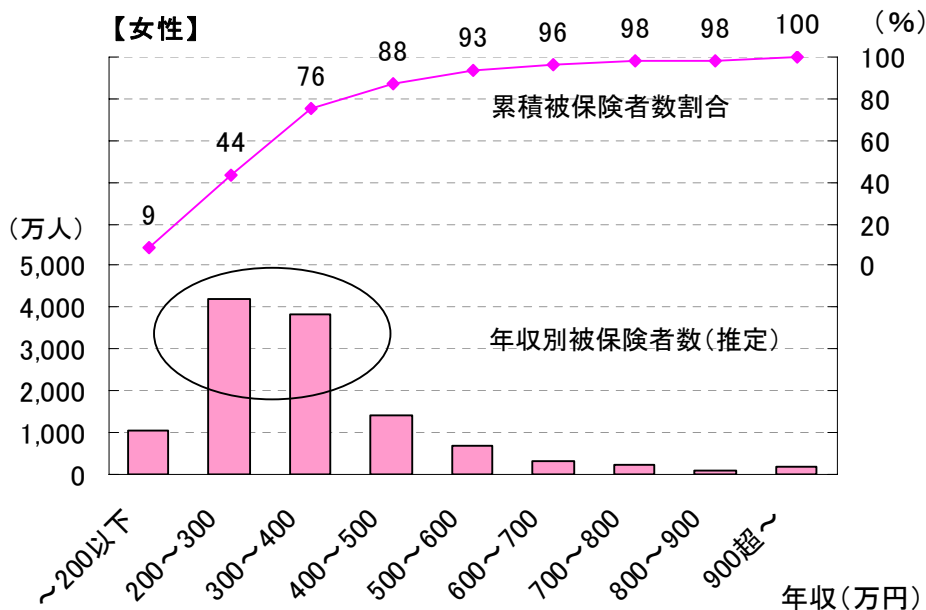
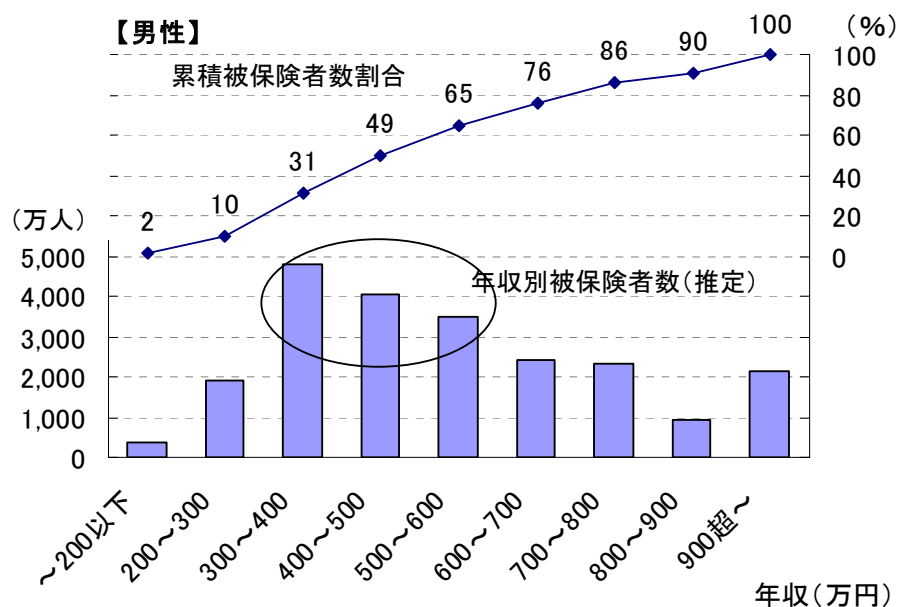
(注) 現行制度は、厚生年金加入者の年金給付水準
 (資料) 厚生労働省、民主党資料によりみずほ総合研究所作成

ここで、現在の男女別の標準報酬月額と標準賞与額の平均をもとに、厚生年金被保険者の男女別年収の分布をみると（図表 6）、男性は年収 300 万円～600 万円に集中しており、この層が全体の 55%を占める。一方、女性は年収 200 万円～400 万円に集中しており、この層が全体の 67%を占める。

また、前掲の図表 5 で示した本稿の試算による所得比例年金と最低保障年金の合計額が現行の年金額を下回る年収 800 万円超については、男性は被保険者のうち 10%、女性は同 2%を占めるにとどまる。したがって、仮に現役時代の平均年収が 800 万円超の層の年金額が、現行制度より減額されるとしても、影響を受ける人数は限定的である。

しかも、所得比例年金については、65 歳時点の平均余命まで生存すれば、負担した保険料分の年金は受給できるとすれば、改革後に現行制度より年金額が減額される所得階層があるとしてもそれほど大きな混乱はないと考えられる。

図表 6：厚生年金被保険者の年収分布



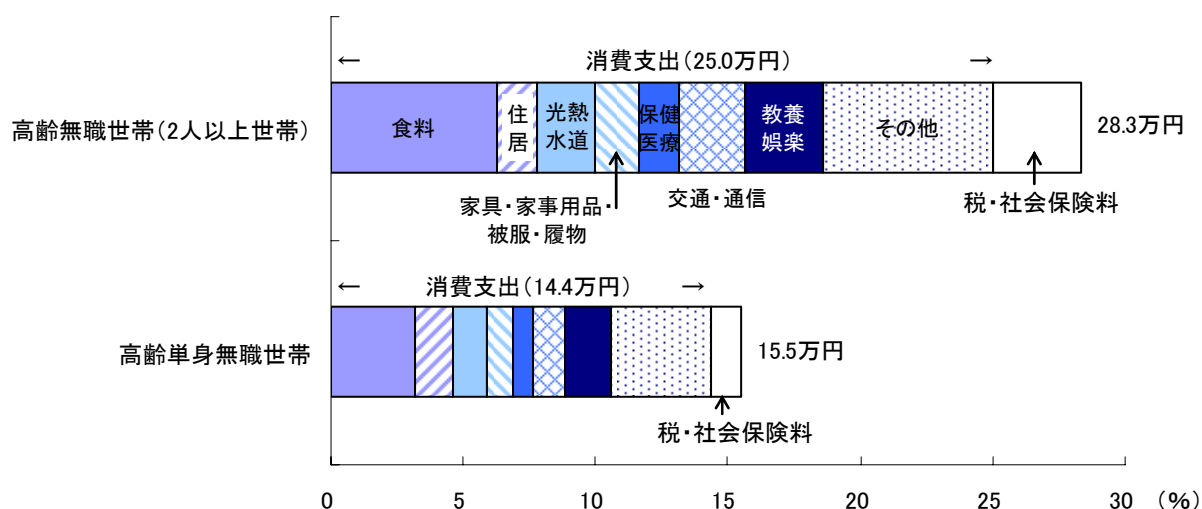
(資料) 第36回社会保障審議会年金数理部会資料(2009年6月30日)、社会保険庁「社会保険事業の概況」2007年によりみずほ総合研究所作成

(4) 高齢無職世帯の消費支出額との比較

次に、年金給付水準と高齢期の消費水準を比較する。

総務省「家計調査」(2008年調査)により、高齢者世帯の平均的な消費支出を確認すると、世帯主が60歳以上の無職世帯(2人以上世帯)の消費支出は月額25.0万円、60歳以上の単身無職世帯の消費支出は月額14.4万円である(図表7)。

図表 7：高齢無職世帯の家計



(注) 2人以上世帯は世帯主が60歳以上の世帯、単身世帯は60歳以上の世帯。
 (資料) 総務省「家計調査」2008年

一方、現役世代の平均年収（男性 514.8 万円、女性 318.0 万円）から年金月額を試算すると、男性は 17.3 万円（所得比例年金 10.3 万円、最低保障年金 7.0 万円）、女性は 13.4 万円（所得比例年金 6.4 万円、最低保障年金 7.0 万円）である。

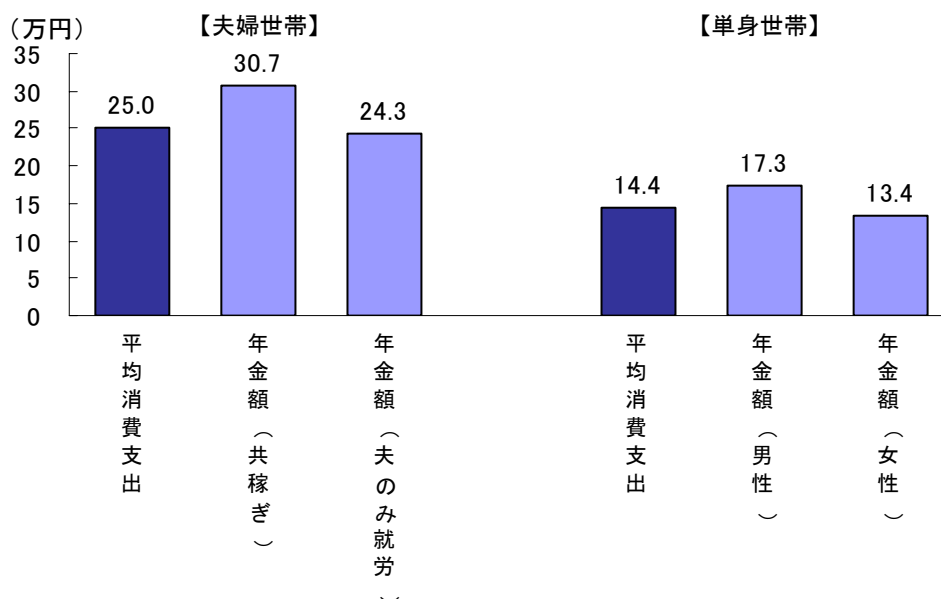
高齢無職世帯の平均消費支出と、現役時代に平均的所得であった者の年金額を比較すると、夫婦世帯¹¹については、平均消費支出 25.0 万円に対し、現役時代に共稼ぎであった世帯の年金額は 30.7 万円、現役時代に夫のみが就労していた世帯の年金額（妻の最低保障年金 7.0 万円を含む）は 24.3 万円となり、夫のみが就労していた世帯であっても 1 ヶ月の平均消費支出の大部分を年金で賄える水準となる。

また、単身世帯については、平均消費支出 14.4 万円に対し、男性の年金額は 17.3 万円、女性の年金額は 13.4 万円であり、平均的な賃金であった女性の単身世帯についても 1 ヶ月の平均消費支出の大部分を年金で賄える水準となる（図表 8）。

したがって、本稿での仮定に基づく改革後の年金額は、少なくとも現役時代に平均的な収入であった世帯については、高齢期の平均消費支出からみて、問題ない給付水準と言えよう。

¹¹ 図表 7 の高齢無職世帯（2人以上世帯）は、必ずしも夫婦世帯とは限らないが、世帯主が 60 歳以上の無職世帯では、夫婦 2 人世帯が多いとみられる。そこで、ここでは夫婦世帯の消費支出は、高齢無職世帯（2人以上世帯）の消費支出とした。

図表 8：高齢無職世帯の平均消費支出と年金額（月額）



(注) 1.夫婦世帯の消費支出は、世帯主が 60 歳以上の高齢無職世帯(2 人以上世帯)。
 2.年金額は、男女とも平均賃金で 40 年間就労した場合の年金額。詳細は本章(1)、(2)を参照。
 (資料) 総務省「家計調査」2008 年、民主党資料によりみずほ総合研究所作成

4. おわりに

本稿では、昨年の民主党マニフェストで明らかにされた年金改革案等をもとに、一定の仮定を置いて改革後の年金給付水準を試算した。所得比例年金については、「納付した保険料の総額」と「65 歳の平均余命まで生存した場合の所得比例年金の総額」が現在価値に換算して等しくなる給付水準を算出したが、将来の賃金上昇率や物価上昇率をどう勘案して保険料と所得比例年金の総額の価値を等しいと考えるのかにより、給付水準は変動する。また、本稿では、2055 年時点の 65 歳の平均余命から年金受給期間を仮定したが、いつ時点の平均余命から年金受給期間を想定するのかにより、給付水準は大きく変わる。

一方の最低保障年金については、現段階で支給制限の基準が不明であるなかで、2007 年時点の民主党の「年収 600 万円から減額、1200 万円 で不支給」との主張をもとに試算したため、本稿で試算した給付水準は、今後の制度改革の行方によっては、大幅に違う結果になる可能性もある。

本来であれば、政府試算による年金給付水準が明らかになり、それに基づいた議論が進められることが望ましいが、現段階では、年金改革案の大枠が示されているのみで、給付水準も含めた詳細が不明である。

また、安定した年金制度とするためには、財源の確保が欠かせない。所得比例年金については、少子高齢化が進行するなかで、将来にわたって負担した保険料総額と給付総額を

等しくするには保険料率が 15%で可能なのか否か、今後、新たな人口推計のもとで詳細な検討が必要である。最低保障年金については、消費税を財源にするとされているが、将来の消費税率はどこまで引き上げる必要があるのか。例えば、2055年時点で65歳以上人口は3,600万人、全人口の4割を超える見通しであるが¹²、現在価値で考えると、月額7万円の最低保障年金を65歳以上の全員に満額支給すれば、総額は年間30兆円を超える。所得比例年金が一定額を超える者には支給制限を行うため、仮に、満額支給から2割抑制したとしても¹³、25兆円程度の規模の財源が必要になる。消費税率1%で税収が2.5兆円とすれば、最低保障年金に関わる消費税率だけで10%が必要になるが、将来の消費税率は国民に受け入れられる水準にとどまるのか。年金制度は、給付水準のみではなく、負担も国民の理解を得られる水準でなければ制度の維持は難しい。

公的年金制度は、世代間扶養の賦課方式の部分が大きいため、全ての世代の国民が満足する負担と給付のバランスをとった年金制度とすることは難しく、国民的な合意を得るには相応の時間が掛かることが予想される。国民の年金改革に対する関心が高いなか、今後の年金支給に対する国民の不安が将来の生活不安を招く一因となっていることを考えれば、政府には、早急に持続可能な年金制度を構築するための制度改革案の検討に着手することが求められよう。

【参考文献】

- ・ 社会保障審議会年金部会第15回資料「平成21年財政検証関連資料（1）」「平成21年財政検証関連資料（2）」（2009年5月26日）
- ・ 社会保障審議会年金部会第14回資料「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成21年財政検証結果）」（2009年2月23日）
- ・ 堀江奈保子『将来世代の年金保険料は払い損か～2009年の年金財政検証関連資料から～』みずほ総合研究所「みずほ政策インサイト」（2009年6月25日）
- ・ みずほ総合研究所「図解 年金のしくみ」東洋経済新報社、2006年
- ・ 民主党「民主党 政権政策 Manifesto」2009年
- ・ 民主党「民主党政策集INDEX2009」2009年

¹² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」2006年12月による。

¹³ 図表6によれば、年収600万円以上の男性は35%、女性は7%である。2055年の65歳以上の男女別推計人口から計算すると、65歳以上人口のうち年収600万円以上の割合は約20%になる。仮に、年収600万円以上で最低保障年金が全額支給制限されたとしても満額支給から2割減額が限度である。実際には段階的に支給制限されるほか、図表6は厚生年金被保険者のみのデータであること、また、支給制限される年収基準が明らかにされていないため幅をもって見る必要がある。